

報告事項力

鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について、別紙のとおり報告します。

平成27年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

# 鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

社会教育課

このたび、県立青少年社会教育施設の指定管理候補者について、10月20日（火）に開催した教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査結果を踏まえ、以下のとおり選定し、平成27年11月定例県議会へ付議します。

## 記

### 1 指定管理候補者の選定

施設名	区分	応募 団体数	指定管理候補者
船上山少年自然の家 (琴浦町山川807-2)	公募	4	TKSS・富士綜合警備保障共同企業体 (2社によるグループ管理) 代表者 (株) TKSS 代表取締役 田中富士夫 富士綜合警備保障(株) 代表取締役 谷口 道明
大山青年の家 (大山町赤松明間原312-1)	公募	3	(公財)鳥取県教育文化財団 理事長 野村 勇二

### 2 審査委員会の審査結果概要

別添のとおり

## 鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

TKSS・富士綜合警備保障共同企業体

（代表）株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原8丁目11番49号  
富士綜合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1号

### 2 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 委託料の額

109,596,000円・・・(1) (債務負担行為額 110,100,000円)

[参考]単年度委託料の額 ((1) ÷3年) 36,532,000円

### 4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは4団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定した。

#### [選定理由]

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保策や非常時の関連企業等の協力体制など、管理上の対応内容が具体的かつ明確に示されている。利用者ニーズを把握する取組やサービス向上のための取組などについても具体的な提案がされており、県職員との連携した運営が期待できる。組織体制についても現状の施設運営状況を踏まえた堅実な計画となっており、安定して施設運営が行えると見込まれる。

評点の合計点は他の1団体と同点であったが、指定管理施設の管理運営の実績やノウハウを活かし、さらに民間事業者としてのネットワークを活用した魅力ある施設づくりに期待を持てるることにより選定した。

### 5 応募者

応募者	所在地	代表者
(株)ジェイアール西日本米子メンテック	米子市弥生町2番地	代表取締役社長 林原敏夫
TKSS・富士綜合警備保障共同企業体	米子市米原8丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(株)ビーフリー	鳥取市東町3丁目184番地	代表取締役 森原幸子
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 野村勇二

## 6 審査委員

氏名	所属等
高井 亨（委員長）	公立鳥取環境大学准教授
西口 香澄（副委員長）	税理士
谷本 麻衣子	南部町教育委員会事務局社会教育主事
吉岡 裕子	上小鳴小学校校長
田中 規靖	鳥取県教育委員会事務局次長

## 7 審査結果

### (1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に發揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	必須 25
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEAS1種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> </ul>	30
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	25

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

配 点	(株)ジェイ・アル西日本米子メンテック (A)	T K S S ・ 富士 綜合警備保障共同企業体 (B)	(株)ビーフリー (C)	(公財) 鳥取県教育文化 財団 (D)
選定基準1	適／不適	適	適	適
	25	16.8	18.6	15.6
選定基準2	20	9.2	9.2	10.4
選定基準3	30	18.2	20.0	15.6
選定基準4	25	16.8	16.4	17.0
合 計	100	61.0	64.2	58.6
				64.2

※点数は委員5名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた運営方針を示されている中、他施設運営での実績・ノウハウがあり、緊急時の対応等具体的であり信頼感のあったBの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

委託料の積算額については、Cが最も低額であったが、収入・支出計画などの点で他の応募者との大きな差はみられなかった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

組織の安定感や今後の運営に当たっての人員配置等で、B及びDの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力すること】

各応募者とも県との連携について積極的な体制を示していたが、過去の施設管理の実績を元に、所長を中心とした運営への協力姿勢が期待できるDの評価が高かった。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 事故等の防止策及び緊急時の対応

利用者のための安全確保策等を具体的に講じる事が明記されている他、非常時には自社のグループ企業などの支援を得る体制を講じるなど、高い組織力・行動力を発揮する事が明記されている。

#### ①連絡体制の整備・初動体制の整備

- ・本社との連携による連絡体制等の整備
- ・緊急時でのグループ企業等の人的・物的支援の実施
- ・個人情報保護責任者の明確化
- ・緊急対応備品・応急備品等の整備
- ・緊急時の周辺機関との連携・地図等の作成

②各種マニュアルの整備・研修

- ・危機管理マニュアル、個人情報保護マニュアルの整備

(2) 利用者の要望把握・サービス向上に対する取り組み

利用者へのサービス向上のため、職員研修に計画的に取り組むとともに、県職員と連携した利用者サービス方法についても具体的に明記されている。

①サービス向上のための組織づくり

- ・施設現行規定に関する研修の実施
- ・管理職研修、ステップアップ研修の実施
- ・周辺地域・県・施設内容に関する研修の実施
- ・個人情報保護に関する研修の実施
- ・事業改善への継続的な取組（年2回の検証、P D C Aサイクルの活用、セルフモニタリングの実施）

②サービス向上の手法

- ・利用者とのコミュニケーションスペースの設置
- ・集客機能強化のためオープンギャラリーサービスの実施
- ・スポーツ、健康、イベント等情報コーナーの設置
- ・車椅子・毛布等の貸出、氷等のサービス
- ・Facebook の開設
- ・周辺地域・関係団体との連携推進

(3) 管理運営組織

現状の庶務部門と同程度の人員配置が計画されており、県職員との密接な連携を図るとともに、現在勤務している職員の継続雇用についても配慮する事が明記されている。

①指定管理者の組織体制

- ・庶務係長、事務職員、技術支援指導者、ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・面談の上、希望する職員の継続雇用に配慮

(4) 県との連携方法・事業の実施協力

県職員との定期的な打ち合わせ等により意思疎通・連携を図り、主催事業などの県の事業実施が効果的に取り組まれるよう協力体制を整えるとともに、民間事業者のネットワークを活用して他団体との連携により事業の広がりを支援していく事が明記されている。

①県（指導部門）との連携

- ・週1回程度の所長・庶務係長・指導係長連絡会議
- ・朝礼時の打ち合わせ
- ・月1～2回程度の職員合同会議

②県事業への実施協力

- ・効果的な県事業実施への協力
- ・他団体との連携による県事業の魅力度アップ

## 鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山青年の家の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 野村勇二 鳥取市源太12番地

2 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 委託料の額

110,016,000円・・・(1) (債務負担行為額 110,016,000円)

[参考]単年度委託料の額 ((1) ÷3年) 36,672,000円

### 4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは3団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定した。

#### 〔選定理由〕

当該施設が県直営管理（平成18年度以降）となるまで、施設の管理運営を受託していた団体であり、現状の施設の維持管理状況や職員体制をよく把握しており、事故防止対策や修理保全計画、県職員と連携した利用促進策など確実な取り組みが見込まれる。また、現在勤務している職員の継続雇用に配慮した人員構成や勤務条件を整えるとともに、他の社会教育施設を指定管理者として堅実に管理運営している実績から、安定した運営体制が期待できる。

評点の合計点は他の1団体と同点であったが、所長を始めとする県の指導職員との連携や事業実施への密接な協力体制により、魅力ある施設づくりに期待して選定した。

### 5 応募者

応募者	所在地	代表者
TKSS・富士綜合警備保障共同企業体	米子市米原8丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(株)ビーフリー	鳥取市東町3丁目184番地	代表取締役 森原幸子
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 野村勇二

## 6 審査委員

氏名	所属等
高井 亨（委員長）	公立鳥取環境大学准教授
西口 香澄（副委員長）	税理士
谷本 麻衣子	南部町教育委員会事務局社会教育主事
吉岡 裕子	上小鴨小学校校長
田中 規靖	鳥取県教育委員会事務局次長

## 7 審査結果

### (1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に發揮させるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	必須 25
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEAS1種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> </ul>	30
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	25

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	TKSS・富士綜合警備保障共同企業体 (A)	(株)ビーフリー (B)	(公財) 鳥取県教育文化財団 (C)
選定基準1	適／不適	適	適	適
	25	18.6	15.6	13.8
選定基準2	20	9.2	10.4	9.6
選定基準3	30	20.0	15.6	21.8
選定基準4	25	16.4	17.0	19.0
合 計	100	64.2	58.6	64.2

※点数は委員5名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた運営方針を示されている中、他の多くの施設で指定管理者としての運営実績・ノウハウがあり、緊急時の対応等具体的であり信頼感のあったAの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

委託料の積算額については、Bが最も低額であったが、収入・支出計画などの点で他の応募者との大きな差はみられなかった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

組織の安定感や今後の運営に当たっての人員配置等で、A及びCの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力すること】

各応募者とも県との連携について積極的な体制を示していたが、過去の施設管理の実績を元に、所長を中心とした運営への協力姿勢が期待できるCの評価が高かった。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 事故等の防止対策及び緊急時の対応

施設の維持管理や利用者等の安全に配慮された必要な対策等が明記されている。

#### ①事故等の防止対策

- ・日常の巡回点検による異常や損傷の早期発見
- ・職員の防災意識の向上策（火災・地震等に対する避難訓練の定期的な実施、避難施設等の定期チェック）

#### ②緊急時の対応

- ・緊急時対応マニュアルの作成、緊急連絡網の整備

### (2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取り組み

県民に親しまれ、使いやすい施設利用を提供する事を最大のサービスととらえ、利用者に対する応接能力の向上や利用者の利便性向上を図っていく事が明記されている。

#### ①利用者の要望把握等

- ・窓口での聞き取り、メール、アンケート等の積極的活用
- ・要望に対する対応方針をホームページで公開

#### ②サービス向上に対する取組

- ・利用者の安全・快適な利用のため日常の巡回・点検による早期対応
- ・職員の応接力の向上、情報共有によるトラブルの未然防止

### ③利用促進に向けた取り組み

- ・ホームページによる事業紹介
- ・県立生涯学習センターの指定管理者としてのネットワークを活かし、関係機関と連携した広報誌への掲載
- ・小中学校、公民館等への訪問（広報）

## （3）管理運営組織

現状の人員配置を基本とした堅実な組織体制を計画しているとともに、現在勤務している職員の継続雇用についても配慮する事が明記されている。

### ①指定管理者の組織体制

- ・指定管理総括者・事務職員・技術支援指導員・ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

### ②現在勤務している職員の継続雇用

- ・面談の上、希望する職員の継続雇用に配慮

## （4）県との連携方法・事業の実施協力

所長を中心とした県職員との連携を密接に行い、運営体制の変更に伴う混乱が生じないよう円滑な事業実施に向けた協力体制を講じる事が明記されている。

### ①県（指導部門）との連携

- ・利用申込の受付段階から県職員（指導部門）との密接な連携
- ・県事業の計画段階での事業内容の提案や、事業内容に応じたボイラー技師等の弾力的な勤務編成の実施など、県職員との密接な連携

### ○県事業への実施協力

- ・研修材料の調達、保険手続き、浴室準備、シーツ準備等の効率的な対応
- ・給食会との連携による安全・安定的な食事提供支援
- ・利用者アンケートの回収や要望把握等事後検証のための補助・協力